

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第134号	
事故等名	押船第三すみしん丸被押バージすみしん乗揚	
発生日月時刻	平成20年10月7日14時50分ごろ	
発生場所	愛媛県西条港	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月26日 広島・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船舶所有者に損傷等について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 押船 第三すみしん丸 97トン	
船舶番号	134579	
船舶所有者等	有限会社東進産業	
船種・船名・総トン数	B バージ すみしん (長さ約52m)	
船舶番号(IMO 番号)	なし	
船舶所有者等	有限会社東進産業	
乗組員等に関する情報	A 船長 四級海技士(航海)	
負傷者	A なし	
	B なし(乗船者なし)	
損傷	A 両舷コルトラダ―整流板に損傷	
	B 左舷側船底部擦過傷	
事故等の経過	A船は、船首2.4m、船尾3.8mの喫水をもって、スラッグ1,800トンを積載し船首3.3m、船尾3.5mの喫水となったB船を押して、広島県広港を発し、愛媛県西条港において着岸操船中、平成20年10月7日14時50分ごろ、A船及びB船の船底が海底に乗り揚げた。 当時、天候は曇で、風力2の東南東風が吹いていた。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船が、浅所の存在などの水路調査を十分に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押して着岸操船中、浅所の存在などの水路調査を十分に行わなかったため、両船が海底に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	